

令和3年4月22日

於 教育委員会室

令和3年4月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

令和3年4月大和市教育委員会定例会

○令和3年4月22日（木曜日）

○出席委員（5名）

1番	教育長職務代理者	青 蔭 文 雄
2番	委 員	森 園 廣 子
3番	委 員	前 田 良 行
4番	委 員	及 川 紀 子
5番	教 育 長	柿 本 隆 夫

○事務局出席者

教 育 部 長	前 嶋 清	こ ども 部 長	樋 田 竜 一 郎
文 化 ス ポ ー ツ 部 長	井 東 明 彦	教 育 総 務 課 長	佐 藤 則 夫
保 健 給 食 課 長	佐 藤 祐 介	指 導 室 長	高 井 文 子
こ ども ・ 青 少 年 課	近 岡 壮 人	図 書 ・ 学 び 交 流 課	大 紺 和 由
ス ポ ー ツ 課	徳 永 英 和		

○書 記

教 育 総 務 課 政 策 調 整 係 長	山 田 智 之	教 育 総 務 課 政 策 調 整 係 主 査	小 高 功
-----------------------	---------	-------------------------	-------

○日 程

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 4 教 育 長 の 報 告
- 5 議 事
日程第 1 （議案第7号）大和市いじめ問題対策調査会委員の委嘱について
日程第 2 （報告第3号）訴訟上の和解に係る専決処分について
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

○柿本
教育長

それでは、始めさせていただきます。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明するなど審査に支障を来すことのないよう念のため申し上げます。

ただいまから教育委員会4月定例会を開会いたします。

会議時間は正午までとします。

今回の署名委員は、1番、青蔭委員、2番、森園委員をお願いいたします。

続きまして、教育長からの報告をさせていただきます。

メモをご覧になりながらお聞きください。

初めに、前月定例会以降の動きについてご報告します。

3月26日には、青少年センター跡地に建設されました公私連携型子育て連携施設「こどもの城」完成披露会に出席いたしました。

この施設は、子どもを安心して育てることができる環境整備の一環として、送迎ステーションや一時預かり事業を実施する低年齢児型保育所などが入った施設となっております。西洋のお城をイメージした外観が子どもたちの気持ちを明るくしてくれるものと思います。

3月31日には退職辞令交付式、4月1日には、採用辞令等の交付式を執り行いました。感染予防のため参加者を絞り、会場も大和中学校の体育館をお借りして密を避けての式といたしました。縮小した形ではございましたが、無事に定年等で退職された方々をお送りして、新しい仲間を迎えることができたことにほっとしております。

4月11日には、珠算連盟競技大会表彰式に出席させていただいた後、大和市書道連盟展をのぞかせていただきました。

12日には、小中校長会を開催し、令和3年度の初めに当たって話をさせていただきました。具体的にはコロナの感染予防を徹底しながらも教育活動をしっかり進めていくこと、放課後授業やPC端末の活用などに積極的に取り組んでほしいこと、不祥事防止の徹底、情報共有を積極的に行うことなどの内容をお話しさせていただきました。

17日には、やまと子どもミュージカルの公演を鑑賞いたしました。昨年はコロナで中止となった舞台で観客を制限しながらの実施でしたが、子どもたちの熱い思いが伝わってくる舞台でございました。

20日には県央教育事務所管内教育長会議に出席いたしました。内容としては、令和2年度末人事異動の概要報告、令和3年度旅費

配当、今年度の教職員採用試験などに関してございました。

続きまして、新型コロナウイルス感染防止対応の報告をさせていただきます。

3月21日には、神奈川県に出されておりました緊急事態宣言が解除されました。

3月25日には、市内全小中学校で修了式を行い、令和2年度の教育課程を修了いたしました。昨年4月、5月と学校休業が続き、その後の教育課程も大きな影響を受けましたが、夏休み等を授業に充てて授業時間数を極力確保したことと、各教科指導に関しましては重点化した指導計画を指導室が学校現場とともに作成し、その計画に則って教育課程を進行したことから、年度の課程を無事に修了することができました。学校現場の努力に心から感謝いたします。

その後、再び感染が拡大したことから、4月20日、神奈川県がまん延防止等重点措置の対象となりました。

21日付で各学校には今までの感染防止対策をしっかりと継続するとともに、行事や部活動等、感染拡大が懸念される活動については再検討するよう通知を発出いたしました。今後の状況の変化を注視してまいりたいと考えております。

先月定例会以降の感染者数ですが、児童生徒の新たな感染者は2名でした。これまでの合計感染者児童生徒数ですが、以前の合計で1名落としていたことから、合計は52名となりました。また、教職員に関しましては新たに1名の感染が確認され、合計では8名となりました。

最後に、次月定例会までの予定でございますが、28日には県市町村教育長会議、29日にはやまと成人式が予定されておりますが、今後変更の可能性もあるということでございます。

以上で、私のほうの報告を終了させていただきますが、ただいまの報告に関し、質疑等ございましたらお願いいたします。

はい。

○青 蔭
委 員

課長のほうから、いつも児童生徒、教職員のコロナ感染についてのお電話を頂戴しておったんですが、このところちょっとお電話なかったんです。つまりいろいろなことを慮ってなさっているのは、私たちも理解しています。でも、やはり先般も、私聞かれまして、大和市は出ていますかと言われたときに私答えられなかったんです。そういうときに私が連絡がないと言ってしまうと傷がつくので、申し訳ございません、よく調べておきますと言った。

保健所の発表がどこであるか、ピンポイントでは分かりませんが、せ

めて人数等分かっていたら答えられますので、課長、できる範囲内で、すみませんが、教育委員4名しかいませんので、ご多用かと思いますが、何時でも結構です、ぜひお知らせください。そうしないと、聞かれたときに教育委員でありながら子どもたちが何人感染しているか分からないというのはちょっと。これは、課長さん、慮ってなさっていることだと存じますが、ぜひこれからはお知らせをいただきたいと思っております。

ぜひよろしく願いいたします。

○柿本
教育長
○青蔭
委員
○柿本
教育長

申し訳ございませんでした。

ほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

どうぞ。

○青蔭
委員

小中学校の校長会でございますが、ただいまご説明いただきまして、諸問題は各学校で起きておりまして、事案によっては法廷闘争になっているという、非常にあってはならないことが起きているようでございますので、ぜひ小学校は小学校の特質があり、中学校は中学校の特質がございますので、ご多様かと思いますが、これからはぜひ小学校は小学校、中学校は中学校で。前田委員がその辺は熟知なさっていると思いますが、ぜひ大まかなお話よりも、さる学校でこういうことが起きていて、今こういう対応をしていると。また、そういうときにぜひ、これも随分前から申しておりますが、可及的速やかに起きたことの事案はすぐ上げなさいと。決して起きたことは恥ずかしいことではないので、ということ、小中一貫というよりも、小学校は小学校、中学校は中学校、お分けいただいて、できればそこでピンポイントでこういうことが起きています、こういうときにこういうふうに対応しなければいけませんと。1校では解決ができないと思います。ぜひそれぞれ上げてくださいますということを今一度ただいまの機会にお知らせいただいて、伝達をいただければと思いますので、よろしく願いします。

○柿本
教育長

承知いたしました。今後また、小中別に参加させていただくようにさせていただきます。

○青蔭
委員

よろしく願いいたします。

○柿本
教育長

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ、森園委員。

○森 園 4月29日の成人式の件でございますが、あれでしょうか。変更があり
委員 得ると今おっしゃっていましたが、今でも変更があり得る状態
なんですか。

○柿 本 よろしいでしょうか、私のほうから。
教育長 ちょっと先ほど申し上げたのは、まず県のほうの教育長会議が今のと
ころまだ開催の予定なんです、オンラインでやる可能性があるという
ふうな、可能性があるということで来ています。やまと成人式について
は、今まだ変更しますということは届いておりません。ただ、ちょっと
この状況ですから分からないということで。

○青 蔭 いいですか。
委員 今日かあるいは月曜日に出ます、大きなものが。そのなかで、もちろ
ん神奈川県は入っていませんが、昨日の新聞を読んでも、とにかくイベ
ントなどは控えてほしいということをやっていますので。もちろん上
の方のご判断かと思いますが、できればちょっと慎重になさっていただ
ければということです。しかも、変異種が県内でも大分来ていると聞き
ますと、できればかなと思っておりますけれども。

○柿 本 また国のほうの動きを見ながら、結論が出ましたら、またご連絡のほ
教育長 うは担当課から行くと思いますので、よろしく願いいたします。
ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、次に進ませていただきます。

ただいまの報告に対する質疑のほうは終了させていただきます。

ここで暫時休憩といたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、本議場内の説明員を必要の都
度、入れ替えさせていただきます。

では、休憩に入ります。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

◎議 事

○柿 本 再開いたします。

教育長 それでは、議事に入ります。

日程第1、議案第7号「大和市いじめ問題対策調査会委員の委嘱につ
いて」を議題といたします。

細部説明を求めます。

高井指導室長。

○高井 指導室長 よろしくお願いいたします。

指導室長 それでは、日程第1、議案第7号についてご説明いたします。

大和市いじめ問題対策調査会委員の委嘱につきましてご審議のほどよろしくお願いをいたします。

大和市いじめ問題対策調査会はいじめ防止対策推進法の規定により、いじめ防止対策の在り方や実効性を高めるための調査研究と学校で発生したいじめの調査を行うため、教育委員会の附属機関として設置しているものでございます。

それでは、大和市いじめ問題対策調査会委員の名簿をご覧ください。

ページをめくっていただきまして、こちらに新任者の名簿が載っております。

今回、2年間の任期満了により、新たに委嘱するものでございます。本来ならば9人の方の委嘱となるところでございますが、弁護士の柘の方、弁護士の方につきましてはご推薦をいただきますよう、現在早急に調整させていただいているところでございます。したがって8名の方についてご説明をさせていただきます。

1番の医師、2番の臨床心理士につきましては、それぞれの委員の所属する団体からご推薦をいただいております。

3番の学識経験者の方でございますが、児童生徒指導がご専門の大学教授の先生でございます。

4番は県教育委員会からのご推薦をいただいた職員の方でございます。

5番と6番でございますが、児童、生徒の保護者となっております。委員の公募を行っており、2名定員のところに2名の応募がございました。

教育部内に設置した選考委員会で審査した結果、候補者として適任と判断いたしました。

7番、8番につきましては、校長会からご推薦をいただいたものでございます。

なお、法第28条第1項の規定に基づき、学校で発生したいじめの重大事態の調査を行う場合は名簿の1から3に弁護士の方を加えた委員を専門委員とした専門委員会を設置いたします。

任期は令和3年5月1日から令和5年4月30日までの2年間でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただき、ご賛同賜ります

ようお願いいたします。

なお、大変恐縮でございますが、候補者の情報は個人情報となります。ご審議の際は番号で人物を特定していただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○柿本
教育長

細部説明が終わりました。

今ございましたが、質疑の際には個人情報にご配慮いただきますようお願いいたします。

では、青蔭委員、お願いいたします。

○青蔭
委員

教えてください。

ここの調査委員会は何名以上、何名以下という定義はございますか。

○柿本
教育長

どうぞ。

高井指導室長。

○高井
指導室長

申し訳ございません。何名以上何名以下ということが今即答できませんが、毎年、例年9名で構成をさせていただいております。

○青蔭
委員

ちょっとよろしいですか。

じゃ、9名がこういうときには何名以上、何名以下という、組織は大体うたっているものじゃないか。それはぜひなければ、9名ということでございまして、ほかの方々に毛頭異議を申すことはございません。ですが、先ほど来1番から3番、この専門職である弁護士の先生が任期が来るのが前もって分かっていたわけで、例えば1年くらい前から打診をして、しかるべき方を推挙いただきたいということで、どうなのかは存じませんが、できればですね、今日問題が起きる、いじめによって重大なことが起きたときに、せつかく問題対処をする委員会が設置しておきながら、ご無礼ながら、何かあったときには法的な言葉という、いわゆる弁護士さんの言葉というのが生きるんです。そういうことを思いますと、この方々に対して教育委員会が何か申すことはございません。ですが、一番肝心の、最も主たる力となっていた方、最も法廷闘争のときに、失礼でございますが、一般の言葉なんていうのは何の意味も効力も発しません。弁護士さんの言葉が効力を発する。この方を誰よりも早くお決めいただきたい。もう次回からは、1年前から打診をして、ここにぜひ名前を明記して、上げていただきたい。いじめというのはひょっとすると生死に関わること、そういうときに一番力になっていただけの方の信任が得られていないというのは、なかなか危ういところがございまして、ぜひ次回からは、前も1回あったような気がしますが、そのときも同じようなことを申し上げた。

失礼でございますが、本当に一般の方の言葉よりもいわゆる専門知識のある方の文言、あるいは言語というものに大きく作用されますので、ぜひこれからは前もって打診をして、いかがでしょうかと出す前に、本来ならば、列記しておいてほしい。それから、大体何名と、9名なら9名と、もし上がってくるならば9名上がっていないのにどうでしょうかと問うこと自体が甚だおかしくはないですか。名簿がそろってこの方ですと言ったら、ちゃんとそろっていなくては。皆さん申すのは例えば8名以上10名以内だとするならば幅がありますので、そういうことのご審議をいただけるとうれしいなど。ぜひそうなさって、これはもう一度法案をつくって、何名以上何名以下ですので、この法規にのっとなって出していますとおっしゃっていただければ、我々も簡単に肯定ができますので、ぜひそうなさっていただきたい。

これは法案ですので、ぜひ変えていただければと思います。

○柿本 根拠については調べ直してみてください。もしあれば、また今日でもいいし、次の会でも報告をお願いします。

教育長

また、弁護士の方については早急に部を挙げて対応するようによろしくをお願いします。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

ほかにはないようでしたら、質疑のほうを終結させていただきます。

これより議案第7号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしということで議案第7号は可決いたしました。

続きまして、日程第2、報告第3号「訴訟上の和解に係る専決処分について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

佐藤保健給食課長。

○佐藤 よろしくお願いいいたします。

保健給食
課長

報告第3号「訴訟上の和解に係る専決処分について」ご説明いたします。

こちらは、平成28年4月に発生しました学校事故につきまして、昨年2月に本市に対する損害賠償訴訟が提起されておりましたが、裁判所から和解の提案がございまして、諸般検討の上、本年4月9日に和解をいたしました。この4月9日は裁判所が和解の期日として指定した日でございます。

当日に裁判所から提案を受けまして、その日に市として決定をしなければならないことから、事前に教育委員会に付議することがかないませんでした。

そこで、大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定により、教育長が事務を臨時に代理いたしましたので、ご承認をいただきたく、報告するものでございます。

ページをおめくりください。

訴訟上の和解に係る専決処分についてでございます。

和解につきましては、原則市議会の議決を要するところですが、地方自治法の規定によりまして、市長の専決処分となります。この文書はその専決処分を市長に求める教育委員会から市長への依頼文でございます。

続いてページをおめくりください。

専決処分書でございます。

和解の内容につきましては、2の和解の要旨をご覧ください。

(1) 被告は原告に対し、平成28年4月6日発生の事故に係る損害賠償金として金170万円の支払義務があることを認める。

(2) 被告は原告に対し、前項の金員を原告指定の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告の負担とする。

(3) 被告は被告が設置する小学校において今後本件事故と同様の事故が発生しないように努め、万一事故が発生した場合には、迅速に対応するよう努める。

(4) 原告はその余の請求を放棄する。

(5) 原告及び被告は、原告と被告との間には本件に関し、この和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務のないことを相互に確認する。

(6) 訴訟費用は各自の負担とする。

以上でございます。

なお、市議会におきましては、5月7日の臨時会において報告し、承認をいただく予定でございます。

本件の説明については以上でございます。

○柿 本

細部説明が終わりました。

教育長

質疑ご意見等ございましたらお願いいたします。

○青 蔭

ございません。

委員

○柿 本

ありがとうございました。

教育長

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

ないようでしたら質疑のほうを終結いたします。

これより、報告第3号について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、本報告第3号は承認されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時21分

○柿本 再開いたします。
教育長

◎その他

○柿本 それでは、その他に入ります。
教育長 各課での報告事項について順次報告してください。

まず、今回は大和教育委員会の会議における報告事項に関する申合せに基づく報告のうち、学期ごとの報告となっている事項について3学期分の報告がございます。

初めに、高井指導室長。

○高井 よろしく願いいたします。

指導室長 市立小中学校におけるいじめの認知件数の学期ごとのご報告をいたします。

令和2年度3学期1月から3月分でございます。

1ページをご覧ください。

まず、件数につきましては、表の一番左側、学年ごとの隣に件数が書いてございます。小学校の総件数は118件となっております。

続きまして、その下、中学校の総数は19件となっております。

令和元年と比較いたしますと、令和2年度全体のいじめの認知件数は減少しておりますが、これは4月、5月が臨時休業期間であったことが上げられます。各学校において児童生徒が新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身につけ、偏見や差別について自ら考え、誰に対しても思いやりを持って行動できるよう学校生活における様々な場面で取り組んだことも要因の一つである捉えております。

一方で、感染対策のため、児童生徒は常にマスクを着用しており、声や表情が見えづらくなっておりますが、それだけにかかわらず、教員は

児童生徒の気持ちを様々なサインから読み取るよう努め、引き続き児童生徒の行動の観察や教育相談アンケート等の記述内容を把握し、いじめの未然防止や早期発見に丁寧に努めていく必要がございます。

小学校の学年ごとの認知件数につきましては、年間で小学校4年生が31件と最も多く、昨年的小学4年生ですので、今年度は小学5年生となっており、心身ともに大きく成長し、周囲の影響を受けながら自分を確立していく時期でもあるため、特に意識して学級経営、学年経営を行い、一人一人の児童に寄り添い、指導支援をしていく必要がございます。

小学校で下校中にカッターナイフを向けられるという事案が1件ございましたが、悪ふざけがけがや事故につながり重大な事故に発展することも十分考えられますので、刃物の取扱いについては児童生徒に対し、指導を徹底してまいります。

続きまして、2ページになります。

指導室における不登校の相談受理状況の推移でございます。昨年同時期と比較して相談件数はやや減少しております。中学校のいじめの相談については学校と指導室が連携し、その日のうちに学年で対応を検討し保護者に連絡を取るなど早期対応を行い、いじめの解決に努め、現在は2件ともいじめの行為がやんでおりますが、その状態が3か月に達していないため、経過観察中となっております。

令和2年度3学期におけるSTOP i tを利用したいじめ相談の件数はゼロ件となっております。今年度は生徒全員の端末にSTOP i tが入り、登録率が100%となることから、抑止力となり、いじめ防止につながるよう努めてまいります。

以上でございます。

○柿本 では、続いて、青少年相談室長。

教育長

○新井 それでは、3ページ、市立小中学校における不登校児童生徒数についてご報告いたします。

青少年
相談室長

令和2年度3月期の長期欠席者数は、新型コロナウイルス感染症対策のため、昨年度と単純に比較することはできませんが、1月、2月の合計で比べると、小学校は6名の増、中学校は逆に75名の減となりました。

小学校の6名の増につきましては、不安などから来る情緒的混乱、無気力、病気などといった症状が原因で長期欠席に至った児童が多くいたため、結果として増となりました。

小学校6年生の児童は経年で不登校が目立つ学年で、他学年と比べて年間30日以上欠席している児童が多い学年です。また、継続不登校の割合も高く、専門機関への相談も高いが改善が見えにくい傾向がある学年でもあります。

中学校の75名の減につきましては、各学校がコロナ不安の生徒は出席停止扱いで対応したことが原因でございます。

続きまして、市立小・中学校における児童生徒の長期欠席になったきっかけ・様子についてご報告いたします。

4ページをご覧ください。

長期欠席になったきっかけは小学校、中学校ともに家庭環境の問題、その他本人に係る状況によるものが多かったです。その中でも小学校では家庭環境によるものがきっかけとなることが多く、中学校になると、家庭環境によるものも多くはあるが、それ以上にその他本人に係る状況によるものが多くなります。前学期と同様に児童生徒の欠席理由を具体的に調査したところ、もともと不登校傾向にある児童生徒数に変化はないものの、新型コロナウイルス感染症への不安や飛沫感染予防を理由にした欠席者が多く見受けられました。

今年度も新型コロナウイルス感染症への不安は終息する気配はございません。引き続き同様の理由による欠席状況の推移を注視していきたいと思っております。

続きまして、青少年相談室における教育相談の受理状況についてご報告いたします。

5ページをご覧ください。

令和2年度3月期は昨年度3学期と比べ電話相談数、来室相談数ともに大きく増加し、結果として教育相談の受理件数は34件の増となりました。

相談内容として最も多かった主訴は、性格、行動上の問題で、38件あり、その次に不登校の相談で28件ございました。教育相談の増加の原因としましては、前学期同様にコロナ禍の状況で保護者も子どもも心配事を抱えている割合が増えていること等が上げられます。

青少年相談室では、相談者に寄り添いながら丁寧に対応することを心がけております。相談受理状況の中に犯罪触法行為が1件ありました。内容といたしましては、高校生の息子が友達とけんかをしてしまい、友人の家に謝りに行ったが、父親はその謝罪を受け入れず、けんかで勝負をつけろとそそのかした。そしてまた、友人とけんかをして、今度は相手にけがを負わせてしまった。相手の父親がそそのかしたことが発端な

ので、どうすればよいかについての相談の電話でした。

青少年相談室では丁寧に話を聞き取った後、法務局の子ども人権110番をご紹介します。

ひきこもりについての相談は2件ございました。

1件目は23歳の男のお子さんの母親からの相談で、高校卒業後、希望の大学に合格せず宅浪していたが、次年度は受験せず実質引き籠っている。家で暴れることはない。母親は必要なことはノートに書いて本人の部屋に置いておいて、本人の返事はないが、読んでいる様子、今後どうすればよいかについての相談でした。青少年相談室では、丁寧に母親の相談をお聞きして、こもりびとを紹介いたしました。

もう1件につきましては、18歳の男性本人からのご相談で、高校卒業後ひきこもり状態が続いている。もともと内気な性格で小学校から不登校ぎみではあったが、高校には無事進学、今年の3月に卒業した。働く気も進学する気もなく進路が決まらないまま卒業し、現在まで自宅で過ごす生活が続いている。買物程度なら支障はないが、人の多い場所には不安が強くて行けない。今後どうしようかという相談でございました。丁寧に話を聞き取り、具体的に何をしたい、困っているという感覚には乏しかったが、状況を変えようという意識はあったので、家族の協力を仰ぎながら外に出るきっかけづくりや就労について考えてみるとよいですというアドバイスをしながら、外に出るきっかけづくりや就労についての相談先についてご紹介いたしました。

続きまして、青少年相談室における街頭補導の状況についてご報告いたします。

6ページをご覧ください。

令和2年度1月から3月にかけて、実施した補導実施回数は78回で、補導従事者は延べ256人でした。

補導内容は、暴走行為等交通違反が48件、その他が1件でした。その他の1人につきましては、ベテルギウス横にあるバスケットボールコートに登っていた高校生でした。街頭補導を行う中で気づいたことに、スカイ広場のスケートボード場で、子どもたち同士、自分たちで安全に場所を活用できるようルールを守って使用している姿が見られました。また大和駅前プロムナードでのスケートボードをしている少年たちは見かけなくなりました。相変わらず2人乗りやスマートフォンを操作したり、イヤホンをして音楽を聞いたりしながらの自転車運転が目立ちました。

次に、教育支援教室、まほろば教室の通室者の状況についてご報告い

たします。

7ページをご覧ください。

3学期は小学校のまほろば教室利用者が徐々に増え始めてきました。2学期に続き、昼間の日課の中で通室につながらない生徒は放課後通室という形で通室している生徒もおります。教室で家庭での検温をはじめ、ソーシャルディスタンスと消毒、換気を徹底し、個別で対応してまいりました。机の間隔を取り、できる範囲内でのコロナウイルス対策を心がけ、安全に気をつけながら児童生徒たちを支援してまいりました。

報告は以上です。

○柿本 次をお願いします。教育総務課長。
教育長

○佐藤 それでは、A4横の資料をご覧くださいと思います。

教育総務 教育委員会が受け付けた市立小中学校に関する苦情、令和2年度1月
課長 から3月の3か月分の内容となります。

こちらの表をご覧ください。

左から対応日、苦情内容、学校、苦情の内容の要旨、そしてそれに対する対応、対応課という表でございます。

この3か月間の苦情件数は8件でございます。そのうち指導室が7件受けまして、1件を青少年相談室で受けております。

内容につきましては、教員に関する苦情が4件、学校に関する苦情が3件、児童に関する苦情が1件という内訳でございます。

それでは、表に戻っていただきまして、上から苦情概要の欄をご覧ください。

教員が道路交通法違反をしているとの訴えについて、その下、児童の居残り時の連絡について、その下、子どもが担任を怖がって学校に行けないについて、学校のチャイムについて、教職員の言動、態度について、ページをおめくりいただきまして、1年生の下校の仕方について、児童同士のトラブルについて、教職員の公平さを欠く対応についてとの内容でございますが、こちらの記載のとおり、要旨と対応でございますけれども、訴えにつきましては、内容を確認いたしまして、当該学校に対して事実確認の上、適切に対応してございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○柿本 ここまでの報告、まとめてご意見ご質問のほういただきたいと思いま
教育長 す。

いかがでしょうか。

前田委員、お願いいたします。

○前田委員 2ページの指導室におけるいじめ・不登校の相談受理状況の推移についてなんですが、中学校のほうでSTOP i tの相談がゼロ件と、いじめがなかったと考えればいいことだと思うんですが、ただ本当にゼロだったのか、STOP i tで相談できなかった可能性もあるんじゃないかということで、今年度、登録率を100%にしたとあったんだけど、環境は整えたけれども、そういったまだ指導もなければまだ相談しづらいとか、相談できないで、STOP i tではどうもという生徒が出てくるんじゃないかなと思うんで、その辺の指導もよろしくお願ひしたいと思います。

意見でございます。

○柿本教育長 ありがとうございます。
ほかはいかがでしょうか。

○前田委員 もう1件いいですか。

○柿本教育長 どうぞ。

○前田委員 4ページをお願いいたします。

長期欠席になったきっかけのところなんですけれども、家庭環境の問題で116名いるんですけれども、家庭環境、いろいろな状況があると思うんですけれども、最近問題になっているヤングケアラーの問題も含めて、この辺は丁寧に対応していかなければいけないんじゃないかと思うので、分析等してもらってよろしくお願ひしたいと思います。

それも意見です。

○柿本教育長 ありがとうございます。

今現在この家庭環境の問題はいろいろ多うございまして、何か青少年相談室長のほうから補足することがあれば、お願ひいたします。

どうぞ。

○新井青少年相談室長 家庭環境の問題、最近テレビ等報道でヤングケアラーのことについて出ているというふうに思います。ヤングケアラー、基本的には本人が担うと想定されている家事や家族の世話など、日常的なこと、こういったものを子どもが保護者の代わりにやらされており、子ども自身の権利が守られていないといったところがございます。

青少年相談室としては、そのところを正式には把握していないところがございますが、案件をキャッチしたときには、もし虐待が疑われるようであれば児童相談所、それから虐待はないけれどもという部分については、福祉関係というところをスクールソーシャルワーカーの助言も

もらいながら対応していきたいというふうに思っております。

○柿本 ほか、いかがでしょうか。

教育長 森園委員、お願いします。

○森園 1番のいじめの認知件数でございますが、いじめは減少傾向ということで非常によかったなと思っておりますけれども、いじめは分からないところで今までいじめがあって、よくよく調査したりアンケートを取ったりすると実際はこういういじめがあったので、いじめは多くなりました。だけれども、前はもっとあったんです的なことを報告で聞きますので、その辺の部分、さらに気を配って調査していただければ。あとはまた、いろいろなことで追っていただければうれしいかと思えます。

次に、不登校のことなんでございますが、私ずっと前から不登校に対して不登校というひとくくりの中でありまして、あと、いじめがひとくくりありまして、不登校の中には絶対いじめがあるので、不登校のいろいろな内容を分析してほしいとずっと言い続けてきたら、この頃不登校になったきっかけというのがこの表が出てきてくれてとてもうれしいと思っております。それによりますと、意外と不登校の原因、私はいじめが非常に大きな部分かなと思っておりましたところ、いじめに関してはパーセンテージでは少ないということが今よく分かってまいりました。

でも、それがパーセンテージが少ないからいいんじゃないだろうか、ではなくて、問題はいじめと不登校というのは大きなくくりでやっていただきたいと引き続きお願いしたいと思えます。

それで、不登校の原因で、家庭環境の問題というのが非常に多くて、家庭環境の問題というのは何なんですか。そのあたりが気になるところで、両親が子どもたちを見てあげないことが大きな不登校の家庭内の問題になっているのか、それとも、何なのか。その辺を今後、いろいろとアンケート等や調査等で解明していただくと、解決につながっていくのではないかと思うのが1点。

それから、無気力が必ずありまして、これが低年齢化している。無気力が低年齢化してくるのはとても大きな問題だと思うんです。何を無気力にしているか、多分保育のほうに原因があるのではないかと私は思っていますので、この辺を注視していきたいと思っております。

中学生に関しましては、ここの無気力感というのは、ちょうど多感なとき、いろいろなことを考えながら、これは理解できる。でも放っておいてはいけないというのは大きな部分なのかなと思っております。

次に、青少年相談室における補導の状況でございますが、スマホとかスケボーとかそういうふうな路上の問題が非常に多いというのは分かり

ますけれども、昔は喫煙者という部分があったんです。この頃、喫煙に対する補導件数というのはないんですか。

○新井 以前は、恐らくそういった部分が非常に多かったのかなとは思いますが、青少年相談室長 現在は、青少年相談員が回っているところによりますと、どうもそういったようなところは影を潜めて大分なくなってきたというところで、担当者のほうからは報告が上がってきているところでございます。

○柿本 どうぞ。
教育長

○森園 そういうことで喫煙者の件数、何か昔の青少年相談員、補導員さんのお仕事といったら喫煙者を見て歩く、そこの休憩所に吸い殻が置いてあったとよく耳にしていましたので、もう時代とともに喫煙がなくなりました。そんなことはないだろうとは思いますが、質問させていただきました。

それから、スマートフォン、今大和市の条例にもあるぐらい歩きスマホはいけないということで、この辺きちんとした指導をさらにしていただくとうれしいかなと思いました。

以上でございます。

○柿本 ありがとうございます。

教育長 4ページの長期欠席のきっかけのところで詳しいご意見いただきましてありがとうございます。

いじめのところ、私自身は気になっているのは実は中学校のいじめでの不登校、小学校よりいじめで欠席することになったお子さんが多いわけですが、問題は固定化されていないか、中学校まで行った場合、いじめによる不登校は固定化されていないかということが非常に気になる内容でございます。

また、家庭環境の問題につきましては、先ほど前田委員の方からもご質問がございまして、ここはもうちょっと何らかのきっかけがあれば、もうちょっと詳しく分析できるような努力をしてもらいたいと思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

及川委員、お願いいたします。

○及川 すみません、いじめに関するお願いというか、いじめは絶対あってはいけないことで、でも指導する先生も間違えたり、いじめるほうにも何か心の問題とかがある場合もあると思うんです。だからその辺を学校の先生が生徒からちゃんと話を聞き、正しい対応をしていただければと思います。

○柿 本 ありがとうございます。
教育長 青蔭委員。

○青 蔭 いつも細かいことで対応していただいて大変うれしく思います。しかも人数的なことがあって、恐らく1人の方に関わられる時間数、日数が足りない中で、多々のことを要求してもなかなか大変なことかなと思っております。

数字を見ておまして、数字の裏に子どもたちの嘆きとか叫びとか訴えをいつもいつも感じます。もちろんデータというのはそれを分析するものではございますが、何人だからいい、何人になったからいいということではなく、たとえ1人であっても、毎回申しますが、生まれてきていけない子どもはいないと思うんです。この子たちの心からなる叫びというんでしょうか、訴えと申しましょうか、そういうことに我々が真摯に耳を傾けていく。自分でも分かっておりますが、ぜひさらに中で問題をお分けいただいて、子どもたちに温かい心をお砕きいただくことをお願いいたします。

それでも、まだまだこの数字がなかなか減るということはございませんので、ぜひいろいろなところから手を差し伸べるようなことをしないといけないのかなど。つまり指導室がやるべきだ。こっちがやるべきだなんていう、もっというならば、全大和市、全県、全国という、もうそこまで大きなことでしなければならぬかなと思います。

喫煙の問題が出ましたけれども、今、子どもたちは大人よりも健康面に留意していきまして、笑ってしまうほど健康に留意しています。そこは少し、また社会のあれなのかなと思います。

とにかく、この数字のマジックで減ったからとか増えたからとか、一人一人に注意していかないと。毎回ここへ座らせていただいて、この報告を受けさせていただいて、皆様方のご苦勞をいつも慮らなければいけません。ただ、この数字に上がってこない方々、あるいはかかってきているんだけど、本当に社会に出たときに、自分の力で禄をはんで、自分の夢まで行かないまでも、自分が充実できるようなお子さんを産んで差し上げたいということを常々思っておりますので、人数が少ない中でご検討いただいているという勞をねぎらいますが、ぜひ続けていっていただきたいと念じております。

以上です。

○柿 本 ありがとうございます。
教育長 森園委員。

○森 園 さっき言いそびれてしまいました。

委員 最後の部分です。教育委員会が受けた訴訟枠に関する苦情の件ですみません、7番目なんですけれども、学校外のことなので、指導しない、できないの一点張り。学校外の出来事の場合は児童のトラブルについては関与しないということなので、というこの訴えなんですけれども、これはすごくいろいろなことに今通じる部分なので、この辺も今後学校外であっても、こういうことであるならばという何かの事例として話し合おうと、今後の対策に役に立つのではないかと思います。

以上でございます。

○柿本 教育長 この件について、室長、何かございますか。

○高井 指導室長 基本的にはその学校の児童でありますので、次の日には顔を合わせて、同じ教室内で生活をするわけですから、トラブルがあったことに関しては学校で入れるものは入って、きちんとごめんなさいをさせるというところが教育的な指導かなというふうには捉えております。

ただ、この場面では全く放課後学校ではないところで起きたことだったので、保護者の方同士で、ということで一度学校のほうでそういうふうにお話をされたということです。このときには担任の先生のそういう判断だったんですが、すぐに教頭先生のほうで学校のほうでもお話に入りますということで解決をしていただきました。

まずそういう自分の学校の子どもであるというふうなところで、関わっていくという姿勢は持っていかなければいけないんじゃないかというふうには考えております。

○柿本 教育長 ありがとうございます。
それでは、ここで暫時休憩とさせていただきます。
説明員のほうの入替えをさせていただきます。
では、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時52分

○柿本 教育長 再開いたします。
続いて、半期ごとの報告となっている補助執行事業について説明を求めます。

初めに、大紺図書・学び交流課長。

○大紺 図書・ 学び交流 課長 それでは、図書・学び交流課が所管いたしました昨年度下半期の事業につきましてご報告をいたします。

お手元の資料の10ページをご覧くださいと思います。

まず、図書・学び交流課の学び交流係で担当する事務事業でございま

す。

1つ目は、社会教育委員会議運営事務でございます。

(1) の社会教育委員会議につきましては、2回開催をいたしましたが、このうちの1回は新型コロナウイルス感染拡大の影響により書面での開催をいたしました。

具体的内容といたしましては、令和3年度生涯学習振興補助金選考結果の報告、また令和2年度社会教育委員に関する研修会等の参加報告、家庭教育支援に関する事業についての報告を行いました。

(2) から次ページ、11ページ上段にあります(9)までの8つの会議及び研修会等につきましては、社会教育委員が参加をしているものでございまして、(2) から(4) までのもので延べ5名の委員の方にご参加をいただいております。

また(5) から(8) までの研究会、研修会等につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の防止のため書面での開催ということになりました。

また、11ページ、(9) の神奈川県社会教育委員連絡協議会理事会につきましては、開催中止という形になっております。

続いて2の特別教室開放事業でございます。

こちらは音楽室や図工室など、学校の特別教室を活用した事業でございますけれども、昨年度下半期は実施9校のうち利用は6校で202回、延べ2,155名の方が利用となっております。下半期は新型コロナウイルスの影響により令和3年の1月9日から3月21日まで利用休止をしていたことから、令和2年度下半期の数値と令和元年度の実績を比較いたしますと、利用件数は約50%、また利用人数は約70%の減という結果となっております。

続きまして、12ページ、こちらからは図書・学び交流課の図書係で担当する事業でございます。

1つ目の子ども読書活動推進会議運営事務での令和2年度下半期の会議につきましては1回開催をしておりますが、こちらも新型コロナの影響で書面での開催といたしました。議題としましては、市民まつり中止に伴うブース出展の取りやめなどの報告が行われております。

2つ目、その他の読書推進活動といたしまして、(1) の第3回「YAMATO 図書館の道 古本まつり」につきましては、当初11月14日の土曜日、15日の日曜日の2日間で開催する予定でございましたが、こちらもコロナの関係で中止となりました。

それから(2) の子どもの読書についての調査につきましては、令和

4年度を計画の始期とする第4次大和市子ども読書活動推進計画を策定するための基礎資料といたしまして、読書についてのアンケートと、読書活動の取組調査を今年1月から2月にかけて実施をいたしました。読書についてのアンケートにつきましては、小中学生、高校生、未就学児、小中学生の保護者を対象に、普段の読書活動の実態を調査いたしました。読書活動の取組調査につきましては、保育園、幼稚園、小中学校での読書活動推進のための取組状況を把握するために調査をしております。

今年度につきましては、こちらの調査結果を基に新たな計画の策定を進めてまいります。

(3)の図書カード配付事業につきましては、新型コロナウイルスの影響により、子どもたちが自宅で過ごす時間が以前よりも多い状況が続く中、その時間をさらに読書に親しむ機会として活用してもらおうと市内のゼロ歳から18歳の子どもたちに5,000円分の図書カードを配付した事業でございます。この事業は新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金を活用して行われたもので、令和2年10月から令和3年2月にかけて簡易書留でお送りいたしました。最終的に3万6,507人の子どもに図書カードをお送りいたしました。

ちなみに、先ほどお話しした読書についてのアンケート、先ほどお話ししたアンケートにおいて、図書カードの使い道を調査した結果、未就学児の保護者の65.7%が絵本を購入、また、小中学生の約3割が小説、物語を購入したということで、読書活動推進に一定の効果があったというふうには考えております。

図書・学び交流課の報告は以上でございます。

○柿本
教育長

ありがとうございました。

○徳永
スポーツ
課長

続いて、徳永スポーツ課長。

スポーツ課所管の学校開放事業について、ご報告いたします。

資料13ページをご覧ください。

こちらは、令和2年度下半期の利用件数と利用人数を学校別にお示ししたものでございます。

昨年度につきましては新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発出を受けまして、感染拡大防止の観点から、学校施設の開放事業につきましても令和3年1月9日から3月21日までの間、校庭、体育館、武道場とも開放事業を中止する措置を取っております。

今回の数値は、事業を中止しました期間を除きます、令和2年10月1日から令和3年1月8日及び令和3年3月22日から3月31日まで

の数値となっております。

数値につきましては新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、例年と比較するのは難しいのですが、校庭、体育館、武道場とも大きく減少しております。校庭の利用件数全体では合計で941件、昨年度1,254件ありましたので、比較しますと313件、率にして約25%減少しております。また、利用人数につきましても合計で3万3,730人、昨年度の5万2,442人と比較しまして、こちらも1万8,712人、率にして約35.7%減少している結果となっております。体育館、武道場の利用につきましても利用件数は合計で3,133件、昨年度4,494件と比較しますと、1,361件、約30.3%の減少、利用人数につきましても合計で5万6,869人、昨年度の9万2,040人と比較しますと、3万5,171人、率にして約38%減少している結果となっております。

なお、現在も学校開放事業につきましては、利用者の感染対策、施設の消毒等の徹底を図るなど、細心の注意を払いながら実施している状況でございます。

ただ、いまだ新型コロナウイルスの終息が見通せない状況ですので、引き続き感染対策は十分に徹底しながら利用していただこうと考えております。

報告としては以上となります。

○柿本 教育長 では、続きまして、近岡こども・青少年課、お願いいたします。

○近岡こども・青少年課 長 それでは、こども部こども・青少年課における、昨年度下半期の補助執行事業につきましてご報告をさせていただきます。

資料14ページになります。ご覧ください。

まず1番、青少年キャンプ施設でございます。こちらにつきましては、泉の森にありますふれあいキャンプ場につきまして実績の報告でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、こちらのほうは下半期、令和3年1月9日から3月31日までの間は実際キャンプ場を休場とした数字となっております。それぞれ、カテゴリー一、大人の方から幼児まで令和2年度下半期合計で1,456人、昨年実績4,017人に比べますと36.2%の利用でございました。

なお、下段の表につきましては、昨年度1年間の通年の利用実績になってございます。上半期につきましては、昨年4月1日から6月30日まで休場してございましたので、そちらの数字が加味された中で実際トータル最後右下になりますが、24.7%の利用実績でございまして

た。

2つ目、成人式でございます。こちら、2021やまと成人式につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして当初今年の1月11日の開催を予定してございましたが、今月4月29日木曜日に日程を変更いたしまして、また場所につきましてもスポーツセンターからシリウスのほうに変更して、今現在開催予定という形で準備を進めてございます。ただ、約1週間後ということになりますけれども、今後の感染状況等によっては、というところはあろうかと思っておりますが、担当課としては4月29日に挙げてまいりたいと現在準備を進めているところでございます。

3点目、親子ふれあい推進事業でございます。こちらは市内15か所で開催してございますふれあい広場の実施事業になりますが、こちらは昨年度新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全てが中止となっております。

おめくりいただきまして、15ページになります。

4番、青少年育成に係る事業でございます。こちらは大和ユースクラブへの支援事業等になりますが、青少年の社会・自然体験推進事業ということで、わくわく冒険隊、あるいはジュニアクラブ、シニアクラブ、ユースボランティアの会合等になりますけれども、こちらのほうはまずわくわく冒険隊が中止、あとシニアクラブ等の会議等につきましても年11回、当初の予定33回としていたものを22回が中止となっております。参加人数は延べ中学生5人、高校生19人、青年26人の50人で開催をしたというものでございます。

5番目、青少年指導者育成事業でございます。こちらは大和市子どもの外遊び地域イベントを企画してございましたが、こちら市12地区の実施予定全てがコロナウイルス感染症感染拡大のため中止となっております。

こども・青少年課からの報告は以上でございます。

○柿本 以上の報告で一括してご意見等を伺いたいと思います。
教育長 いかがでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

特にないようでしたら、報告は以上とします。お疲れさまでした。
暫時休憩とします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時04分

○柿本 では、再開いたします。

教育長 続いて、令和2年度大和市学習理解度調査・質問紙調査 小学校・中学校分析結果及びクロス集計結果について報告をお願いします。

高井指導室長。

○高井 それでは、よろしくお願ひいたします。

指導室長 お手元に資料が2部あるかと思いますが、こちらの大和市学習理解度調査・質問紙調査、小学校・中学校分析結果及びクロス集計結果についてご説明をさせていただきます。

昨年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のために、毎年国が行っている全国学力状況調査が中止となっておりました。そのときいつも同時に行われておりました質問紙調査についても行われませんでした。そのような状況を踏まえ、指導室では学力状況調査と同様の調査内容を大和市の児童生徒に対して行うことといたしました。国の学力状況調査は小学6年生と中学校3年生だけですが、大和市は小学校3年生から6年生、中学校1年生から3年生を対象に質問紙調査を行いました。

それでは、こちらの表紙、質問紙調査のほうです。ヤマトンが3人いる方を開けていただいて、1ページ目をご覧ください。

質問紙の回答、問2、左側の下になります。

下の段、普段何時ぐらいに寝ていますかという質問でございますが、左側が小学校になりますが、6年生では11時以降に寝る子は15%となっております。一番遅い時間に寝る子の数字が小学校の表の一番右側に書かれておりますが、11時以降に寝る子は15%となっております。それが中学校になりますと、11時以降に寝る子が中学1年生は43%まで増加しております。中学校は、回答の選択肢が、④から11時以降になりますので、④17%、⑤16%、⑥10%というふうに足していきますと、43%まで増加しているということが分かります。

続きまして、ちょっとページを飛びますが、9ページを開けていただいてよろしいでしょうか。

9ページの左側下の段、問18になります。

普段1日当たりどれぐらいの時間、勉強以外でテレビゲームをしたり、携帯電話やスマートフォンなどで通話やメール、インターネットをしますかという質問をしてみました。

そうしますと、また左側が小学校になりますが、1日当たり4時間以上の子どもの割合は、グラフの一番左側の濃い数字がその数字になりますが、小学5年生は20%、すぐ上の6年生は23%ということになっております。そして、右側の中学校に移っていただきますと、1年生から3年生までの全ての学年において20%を超えていることが分か

ります。4時間以上という生徒が20%を超えているということです。
1日の使用時間でです。

そうしますと、じゃ寝る時間が遅い問2の子たちと、このスマホを使っている子たちの関係はあるのだろうかというふうなことでして、次の冊子になります。

次の冊子がクロス集計ということで、指導室のほうで関連があるものに対して、集計を重ねて分析結果を出してみました。それが開けていただいた1ページ目のところになりますが、就寝時間とゲーム・インターネット時間とのクロス集計ということになります。

就寝時間とゲーム・インターネット時間の結果からは、遅くまで起きている子の多くが4時間以上スマートフォンやゲームを行っていることが分かります。11時より後に寝ている子のグラフ、小学校の一番右側のグラフとなりますが、そのなかの「4時間以上」というグラフ、一番濃い棒グラフが300人に届くところまで行っていることが分かるかと思えます。

下段の中学生は、12時より後に寝ている子のグラフの中の「4時間以上」というグラフが断トツとして多いということが分かるかと思えます。

この表の個数/問2というところ、個数とありますが、これは人数ということになります。

そして、4時間以上スマートフォンやゲームを行っている子の、私どもが行いました理解度調査の教科の平均正答率が低くなっているというふうなことも結果として分かっております。子どもたちが規則正しい生活習慣を身につけることはその後の学力にとって本当に大切でございまして、そのことを子どもたちにしっかりと教えていかなければなりません。

こうした集計結果を学校に提供し、学校と教育委員会とが共通の課題意識を持って子どもたちの指導に生かしていかなければいけないと考えております。

また、今年度も同様の調査を行いまして、経年変化を見ることで、さらに具体的に子どもたちの支援を考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○柿 本
教育長

調査についてでございますが、いかがでしょうか。

もし何かご意見等あれば出していただければと思います。

では、前田委員、お願いいたします。

- 前田委員 とても興味ある結果、クロス集計結果であると思います。
それで、例えば就寝時間とゲーム・インターネットの時間関係とか、せっかくこういう結果が出たので、これを学校に教えるだけじゃなくて、保護者のほうにも伝えるべきだと思うんですけども、どんな方法で伝えようかと考えていらっしゃるか。
- 柿本教育長 今現在何か考えることがあれば。
高井指導室長。
- 高井指導室長 今年度は目についての健康にも取り組んでいこうと思っておりまして、全てが密接にといいますか、クロスしてくる課題となっております。スマートフォンの使用でありますとか、家庭での生活、規則正しい生活、これを保護者の方にも情報提供していくことで、目の健康についてもまたは規則正しい生活についても共通課題を持っていこうというふうに思っておりますので、指導室のほうから何かしら保護者の方々にメッセージを出そうというふうに今のところ考えております。
- 柿本教育長 どうぞ。
- 前田委員 ぜひお願いしたいと思います。
ちなみに、ちょっと余計なことなんですけれども、3年生から6年生、小学生の全学年、全児童だと思うんですが、それぞれ何名の子たちがいたのかということをごどこかに書いてあれば、その中の1%だということは、何人いるか分かるかなと思ひまして。
- 高井指導室長 今後人数も記入していきたいと思ひます。
- 柿本教育長 よろしくお願ひします。
ほか。
青蔭委員、お願ひします。
- 青蔭委員 今、電車の中に乗っても、100%という大人がスマホを見ている時代であります。4時間という数字は、24時間のうち子どもたちが使用できる時間のほとんどを多分していると思ひます。削るものは睡眠時間なんでしょうから、いっぺんにこれをゼロにしるなんていうことは恐らく無理だ。
つまり数値目標というのを、例えば4時間を3時間にしようとか、4時間を半分にするとか、まずその辺の数値目標を、学校と、前田委員おっしゃったように家庭にも掲げる。今、子どもたちからスマホを取り上げるなんていうのはこれはもうあまりに暴挙です。できやしません。ただ、それならば、数値目標を。数値目標というものは、あまり多く掲

げないで、まず4時間を3時間にしてみしようと。そのためには何をするか考えなければいけない。それから3時間にしたら、今度は2時間にしようというような、まず部分部分を切ってご家庭にもご協力をいただくということが大事かなと思います。

WHOでもスマホ症候群という病気の一つ。目もそうです。あと、背骨。発達のとくに大変異常を来しているということがうたっておりますので、その辺のところを保護者に訴えていくということが大事かなと。

まず、数値目標を身近に整えていただいて、そこから出発をなさっていただければいいかなと思います。よろしく願いいたします。

○柿本 教育長 発出に当たってはまたご相談させていただきながら、メッセージの形なんかもいろいろな形が多分考えられますので、そのときにはご協力のほうをいただけたらと思います。

森園委員、どうぞ。

○森園 委員 スマホを見る時間が4時間以上20%、本当にこれは現代の部分で、そうだろうと推測ができます。だからそれをどうしたらいいかというのと、スマホを見ていると、何々が悪い、目が悪くなると、本当にみんなよく分かっているながら止められない。じゃ、止められないから何もしなくていいかということもいけないので、それにはもう地道に大きな啓発の中で、常に子どももそうだけれども、いつも子どもを見ている親にそのことを知らせるということがすごく大切で、今おっしゃったように、親たちへのアプローチというのをぜひやっていっていただきたいと思うこと。

スマホのことは置いておいて、読書の好き嫌い、国語の好き嫌いの問い、これは相当興味がある。みんな、どちらかといえば好きなんですね。今後、スマートフォンから切り離すのは、想像力を豊かにする国語の力とか、読書の力というのを今後いかに持っていきかが、これから大きな部分じゃないのかなと思っております。

みんな読書が好きなんだから、国語が好きなんだから、じゃ好きなのを本当に子どもが取り入れるような魅力ある教育方針を、これから取り上げていただくとうれしいかな。この調査はしたから何だということになるので、したら、これを逆に活用した中でステップアップしていかななくてはいけないので、こんな細かいすばらしい調査をしているので、ぜひその辺を活用していただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○柿本 教育長 ありがとうございます。
ほか、よろしいでしょうか。

どうぞ、及川委員。

○及川委員　これを保護者に伝えることは大事とおっしゃっていただいたんですけども、その中に保護者からのお願いとしては、時間を短く4時間のものを3時間にする、半分にするという中で、保護者が子どもに切り替えさせる何かちょっとしたアイデアみたいなものがあるといいかなと思います。どうしても、親が言うと、ただ単にけんかになってしまって、逆に「ふん」という感じで、けんかになってしまったりとかもするんです。その辺でちょっといい言い回しとか、こういうことがありますというアイデアがあるととても助かります。

○青蔭委員　子どもたちに視神経の目のところ、そこから出発してこういうことをしているところなる、こういうことだということを理路整然とご説明して。分からない子は分からない。でも大体の子たちは理解できますので、それによってこういう弊害が生まれてくるということをちゃんと説明してあげて。おっしゃったように親が言うと、大変なことになります。みなさん、大体そうです。親が言うことは子どもは聞きません。

本当は政府のほうから、私も今お願いしているんですが、政府広報としてスマホに一遍流すと。例えば警報を流すと。何とかできないかなと思って。そうすると、例えば30分に1回は置きなさいとか、何かそういうことができないものかなということ、ちょっと申し訳ございません、税制会長にお願いして。これは機械もそうなんです。私たちが幾ら頑張っても子どもたちが見るときに、例えばゲームを40分以上やったらそこで1本ぽっと流れるとか、そういうことができないかということ、すみません、ちょっとお願いをしております。

じゃないと、なかなかちょっと、1時間じゃ、40分、45分ゲームやっていたらピピとなってよしなさいとか、何かそういうことはできませんかということ、前々からお会いしてお願いはしておりますので、実現するか、実現しないか分かりませんが、ただそこまでやらないと、子どもたちは要するに自発的に子どもたちがまずいということまで気づきをさせないと、ちょっと難しいかなということは思っております。

○及川委員　子どもたちも学校で授業でやったりとかしているの、分かっていると思うんですけども、やめられないというところで。中学生なので、安心フィルターとかかけていますけれども、本当に文句を言われるだけで親の言うことは聞いてくれないので、スマホ自体、タブレット自体から流れてきたら、自発的にあつと気がつくのかなと思います。

○青蔭委員　いろいろとメッセージを送っておりますので、特にスマホのほうから何か出ないかなというちょっとお願いはしております。

○柿本 教育長 スマホとか、ネットを悪者にするんじゃないかと、どう共存するかというところに来ていますので、その視点からちょっとまたご相談を差し上げたいと思います。

ありがとうございました。

では、理解度調査の質問紙調査のほうはよろしいですか。

○青蔭 委員 ありがとうございました。

すばらしい調査をやっていただいて、お忙しい中もよくやっていただいて、本当は国がやるべきことを率先してやっていただいてありがたいと思います。

○柿本 教育長 では、最後に、子供の読書活動優秀実践校、文部科学大臣表彰につきまして、高井指導室長のほうからご説明を申し上げます。

○高井 指導室長 それでは、子供の読書活動優秀実践校、文部科学大臣表彰の受賞についてご報告をさせていただきます。

令和3年度子どもの読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰受賞校は大和市立上和田中学校ということになりました。大和市では過去4校が受賞しておりますが、いずれも小学校ということで、中学校の受賞は初めてということになります。

さらに、昨年度はコロナ禍の中で学校自体の開いている時間も少ない中ではございましたが、そこに書いてあります上和田中学校の取組の「・」の3つ目、一番下のところがございますが、平成28年度と令和元年度を比較すると生徒1人当たりの入館回数は約1.5倍、本の貸出冊数は2.35倍、令和元年度の教科学習における1学級当たりの図書館活用回数は約3.5倍と過去4年間で大幅に増加しており、生徒及び教員が積極的に学校図書館を活用するようになっておりますということでございます。

表彰式は明日、令和3年4月23日、国立オリンピック記念青少年総合センターで行われるということで、オンラインになるのか、どうなのかというところはまた報告が入るかと思います。

以上でございます。

○柿本 教育長 この件で何かございますか。

○青蔭 委員 すばらしいことだと思います。森園さんがいつも言うように、国語の好きな方とか、読書ということが、今までここに座って、こういう表彰台に大和市が出てくるのがあって、大和市は進学校もあって国語もほとんど取っていたんですが、ここ数年顕著に大和市の小学校、中学校の方々が頑張っておられますので、もう少しこれを継続して常連校は大和

市だと言われるように、ぜひなりたいものだと思っております。いわゆる甲子園の常連校があるように、こういうところもまた大和市が常連校というようになればと思います。よろしく申し上げます。

○柿 本
教育長

ありがとうございました。

以上で予定されている報告は以上でございますが、ほかに事務局より何かございますか。よろしいですか。

委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

特にないようでしたら、5月の会議の日程をお知らせいたします。

5月定例会は5月24日月曜日午前10時からを予定しております。

◎閉 会

○柿 本
教育長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、教育委員会4月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉会 午前11時22分